



佐々木 芹梨ちゃん
(豊里町長根・慎弥さん)



阿部 匠真くん
(豊里町下町・泰広さん)



佐々木 花音ちゃん
(豊里町横町・貴之さん)



加美山 裕斗くん
(豊里町加々巻・浩規さん)



遠藤 壮一郎くん
(豊里町浦軒・孝さん)



佐藤 陵汰くん
(豊里町長根・祐樹さん)



岩渕 友花ちゃん
(豊里町下町・貴博さん)



佐藤 楓真くん
(豊里町大曲・博昭さん)

3月10日までの
3歳児健診(3歳
6カ月~7カ月児)で
むし歯がなかった子は、
市内3地区で
27人中20人でした



鈴木 快くん
(迫町八幡・亮さん)



守屋 朱莉ちゃん
(迫町大浦・瞬さん)



菅原 大雅くん
(津山町横山10区・哲也さん)



山田 菜月ちゃん
(津山町本町一丁目・信一さん)



伊藤 奏瑠くん
(迫町小金丁・和善さん)



川原 優希ちゃん
(迫町古宿・丈弘さん)



星 陽翔くん
(迫町坂戸・孝雄さん)



白濱 梨愛ちゃん
(迫町大網東・功さん)



※()内には申し出が
あった保護者の名前を掲
載しています。



森田 咲瞳ちゃん
(迫町山の内・友二さん)



藤原 菜乃ちゃん
(迫町下舟丁・誠さん)



石川 香帆ちゃん
(迫町飯屋・由美さん)



高橋 ゆいちちゃん
(迫町泥内・章喜さん)

国民年金だより

退職(失業)による特例免除制度について

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、市役所で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、月額15,100円の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、全額免除の場合、保険料を納めなくても免除された期間は次のように扱われます。①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

◆退職(失業)時の特例免除制度

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した人は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

【手続きについて】

特例免除の申請には、住民票のある市役所に「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)する必要があります。申請書は、お近くの総合支所市民福祉課または年金事務所(旧社会保険事務所)にあります。

手続きに必要なものは、①年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの、②印鑑(本人が署名する場合は不要)、③失業していることが確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証・離職票など)です。

◆被扶養配偶者の人

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の人は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第3号被保険者から第1号被保険者に変わり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった人も、配偶者が退職(失業)時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

【問い合わせ】

- ▶市民生活部国保年金課 ☎0220 (58) 2166
- ▶古川年金事務所国民年金課 ☎0229 (23) 1203

トレーニングルーム利用者講習会

◆なかだアリーナ

- 【講習会日時】 5月21日(金) 午後7時~
- 【定員】 50人(要予約)
- 【受付開始】 5月4日(祝)
- 【申し込み・問い合わせ】 なかだアリーナ ☎0220 (34) 7302

◆とよま蔵ジウム

- 【講習会日時】 6月8日(火) 午後7時~
- 【定員】 20人(要予約)
- 【受付開始】 5月18日(火)
- 【申し込み・問い合わせ】 とよま蔵ジウム ☎0220 (53) 1155

暮らしの情報

県登米保健福祉事務所(保健所) 健康相談など

プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

【5月の相談日】

	精神保健福祉相談	アルコール家族教室	引きこもり相談
日時	27日(木) 午後1時30分~ 午後3時30分	20日(木) 午後1時30分~ 午後3時30分	14日(金) 午後1時30分~ 午後4時30分
場所	1階 クリニック室	3階 会議室	3階 会議室

【相談料】 無料

【会場】 県東部保健福祉事務所登米地域事務所

【注意事項】 必ず予約が必要です。日程など変更する場合がありますので、予約の際に電話で確認してください。

【その他】 保健師による相談も随時受け付けしています。

【予約先・問い合わせ】

県東部保健福祉事務所登米地域事務所 母子・障害班 ☎0220 (22) 6118

社会保険相談所開設

国民年金、厚生年金の資格および年金給付についての相談に応じます。

【5月の開設日】 5月13日(木)

【時間】 午前9時10分~正午
午後1時~3時30分

【場所】 迫公民館

【問い合わせ】 古川年金事務所 ☎0229 (23) 1203